

株主総会日程の柔軟化のための有価証券上場規程等の一部改正新旧対照表

目 次

(ページ)

1. 有価証券上場規程の一部改正新旧対照表	1
2. 株券上場審査基準の一部改正新旧対照表	5
3. 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の一部改正新旧対照表	8
4. 株券上場廃止基準の一部改正新旧対照表	9
5. 優先株に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表	12
6. 制度信用銘柄及び貸借銘柄の選定に関する規則の一部改正新旧対照表	13
7. 有価証券上場規程に関する取扱い要領の一部改正新旧対照表	21
8. 上場手数料及び年賦課金等に関する規則の一部改正新旧対照表	24
9. 株券上場審査基準の取扱いの一部改正新旧対照表	26
10. 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表	28
11. 株券上場廃止基準の取扱いの一部改正新旧対照表	30
12. 監理銘柄及び整理銘柄に関する規則の一部改正新旧対照表	36

有価証券上場規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(新規上場申請手続)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、株券上場審査基準第4条第6項又は第6条第4項の規定の適用を受ける新規上場申請者は、第1項に規定する有価証券上場申請書には、次の各号に掲げる新規上場申請者の区分に従い、当該各号に定める書類を添付するものとする。</p> <p>(1) 株券上場審査基準第4条第6項に該当する新規上場申請者</p> <p>a (略)</p> <p>b 上場申請に係る株券又は優先出資証券につき、上場後最初に終了する事業年度の末日 <u>(事業年度の末日と異なる日が株主等基準日(有価証券報告書に記載される大株主の状況又は大口出資者の状況に係る基準日をいう。以下同じ。))</u> である新規上場申請者 <u>にあつては上場後最初に到来する株主等基準日</u> までの間における株式又は優先出資の分布状況の見込みを記載した本所所定の「上場申請日以後における株式分布状況に関する予定書」</p> <p>ただし、新規上場申請者が外国会社である場合には、添付を要しない。</p> <p>c (略)</p> <p>(2) 株券上場審査基準第6条第4項の規定の適用を受ける新規上場申請者</p> <p>a (略)</p> <p>b 上場申請に係る株券につき、上場後最初に終了する事業年度の末日 <u>(事業年度の末日と異なる日が株主等基準日である新規上場申請者にあつては上場後最初に到来する株主等基準日)</u> までの間における株式の分布状況の見</p>	<p>(新規上場申請手続)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、株券上場審査基準第4条第6項又は第6条第4項の規定の適用を受ける新規上場申請者は、第1項に規定する有価証券上場申請書には、次の各号に掲げる新規上場申請者の区分に従い、当該各号に定める書類を添付するものとする。</p> <p>(1) 株券上場審査基準第4条第6項に該当する新規上場申請者</p> <p>a (略)</p> <p>b 上場申請に係る株券又は優先出資証券につき、上場後最初に終了する事業年度の末日までの間における株式又は優先出資の分布状況の見込みを記載した本所所定の「上場申請日以後における株式分布状況に関する予定書」</p> <p>ただし、新規上場申請者が外国会社である場合には、添付を要しない。</p> <p>c (略)</p> <p>(2) 株券上場審査基準第6条第4項の規定の適用を受ける新規上場申請者</p> <p>a (略)</p> <p>b 上場申請に係る株券につき、上場後最初に終了する事業年度の末日までの間における株式の分布状況の見込みを記載した本所所定の「上場申請日以後における株式分布状況に関する予定書」</p>

込みを記載した本所所定の「上場申請日以後における株式分布状況に関する予定書」

ただし、新規上場申請者が外国会社である場合には、添付を要しない。

c (略)

(3) (略)

4～12 (略)

(上場契約)

第8条 (略)

2・3 (略)

4 その発行する株券又は外国株預託証券等が株券上場廃止基準第2条第1項第18号(同条第3項若しくは第4項又は同基準第2条の2第1項第4号、第3項若しくは第4項の規定による場合を含む。)に該当して上場廃止となり、かつ、当該株券又は外国株預託証券等と引換えに交付される株券又は外国株預託証券等が第10条の2の適用を受けて上場される発行者は、当該上場廃止以後当該引換えに交付される株券又は外国株預託証券等が上場されるまでの間、上場株券又は上場外国株預託証券等の発行者とみなす。

(新株券等の上場申請)

第9条 上場会社が発行者である株券(優先出資証券を含む。以下この章において同じ。)、外国株預託証券等又は新株予約権証券で本所が上場していないものの上場を申請する場合には、当該上場会社は、次の各号に掲げる事項を記載した本所所定の有価証券上場申請書を提出するものとする。

(1)～(4) (略)

(5) 上場申請に係る株券、外国株預託証券等又は新株予約権証券が、株券上場廃止基準第2条第1項第18号(同条第3項若しくは第

ただし、新規上場申請者が外国会社である場合には、添付を要しない。

c (略)

(3) (略)

4～12 (略)

(上場契約)

第8条 (略)

2・3 (略)

4 その発行する株券又は外国株預託証券等が株券上場廃止基準第2条第1項第18号(同条第2項若しくは第3項又は同基準第2条の2第1項第4号、第2項若しくは第3項の規定による場合を含む。)に該当して上場廃止となり、かつ、当該株券又は外国株預託証券等と引換えに交付される株券又は外国株預託証券等が第10条の2の適用を受けて上場される発行者は、当該上場廃止以後当該引換えに交付される株券又は外国株預託証券等が上場されるまでの間、上場株券又は上場外国株預託証券等の発行者とみなす。

(新株券等の上場申請)

第9条 上場会社が発行者である株券(優先出資証券を含む。以下この章において同じ。)、外国株預託証券等又は新株予約権証券で本所が上場していないものの上場を申請する場合には、当該上場会社は、次の各号に掲げる事項を記載した本所所定の有価証券上場申請書を提出するものとする。

(1)～(4) (略)

(5) 上場申請に係る株券、外国株預託証券等又は新株予約権証券が、株券上場廃止基準第2条第1項第18号(同条第2項若しくは第

4項又は同基準第2条の2第1項第4号、第3項若しくは第4項の規定による場合を含む。)に該当して上場廃止となる銘柄と引換えに交付される株券、外国株預託証券等又は新株予約権証券である場合には、当該株券、外国株預託証券等又は新株予約権証券の内容に関する事項

2～4 (略)

(全部取得条項付種類株式等と引換えに交付される株券の上場)

第10条の2 前条の規定にかかわらず、第9条の規定により上場申請のあった株券又は外国株預託証券等が、株券上場廃止基準第2条第1項第18号(同条第3項若しくは第4項又は同基準第2条の2第1項第4号、第3項若しくは第4項の規定による場合を含む。)に該当して上場廃止となる銘柄と引換えに交付されるものである場合には、株券上場審査基準第4条第1項第8号から第11号までに適合する見込みがあり(外国株券にあつては同条第2項第3号及び第4号とし、外国株預託証券等にあつては同条第2項第3号並びに第4項第2号及び第4号とする。)、かつ、上場時において株券上場廃止基準第2条第1項第17号(同条第3項若しくは第4項又は同基準第2条の2第1項第4号、第3項若しくは第4項の規定による場合を含む。)に規定する「株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると本所が認めた場合」及び同条第20号(同条第3項若しくは第4項又は同基準第2条の2第1項第4号、第3項若しくは第4項の規定による場合を含む。)に該当しないこととなる見込みがあるときに上場を承認するものとする。

3項又は同基準第2条の2第1項第4号、第2項若しくは第3項の規定による場合を含む。)に該当して上場廃止となる銘柄と引換えに交付される株券、外国株預託証券等又は新株予約権証券である場合には、当該株券、外国株預託証券等又は新株予約権証券の内容に関する事項

2～4 (略)

(全部取得条項付種類株式等と引換えに交付される株券の上場)

第10条の2 前条の規定にかかわらず、第9条の規定により上場申請のあった株券又は外国株預託証券等が、株券上場廃止基準第2条第1項第18号(同条第2項若しくは第3項又は同基準第2条の2第1項第4号、第2項若しくは第3項の規定による場合を含む。)に該当して上場廃止となる銘柄と引換えに交付されるものである場合には、株券上場審査基準第4条第1項第8号から第11号までに適合する見込みがあり(外国株券にあつては同条第2項第3号及び第4号とし、外国株預託証券等にあつては同条第2項第3号並びに第4項第2号及び第4号とする。)、かつ、上場時において上場株式数に係る株券上場廃止基準、同基準第2条第1項第17号(同条第2項若しくは第3項又は同基準第2条の2第1項第4号、第2項若しくは第3項の規定による場合を含む。)に規定する「株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると本所が認めた場合」及び同条第20号(同条第2項若しくは第3項又は同基準第2条の2第1項第4号、第2項若しくは第3項の規定による場合を含む。)に該当しないこととなる見込みがあるときに上場を承認するものとする。

付 則

この改正規定は、平成30年3月31日から施行する。

株券上場審査基準の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(上場審査基準)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める会社が発行者である株券、優先出資証券又は外国株預託証券等の上場を遅滞なく申請するとき（第1号に定める存続会社の親会社又は第3号に定める当該他の会社の親会社が外国会社であるときは、本所が適当と認める場合に限る。）は、第1項から第4項までの規定に基づく上場審査については、原則として、第1項第1号から第7号まで、第2項第1号及び第2号、第3項各号並びに第4項第1号及び第3号の規定を適用しないものとする。ただし、当該各号に定める会社が発行者である株券、優先出資証券又は外国株預託証券等が上場時において株券上場廃止基準第2条第1項第17号に規定する「株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると本所が認めた場合」並びに同条第1項第19号及び第20号に該当しないこととなる見込みがあり、かつ、当該会社が発行する株券（外国株券を除く。）又は優先出資証券が上場後最初に終了する事業年度の末日までに株主数及び流通株式数に係る株券上場廃止基準に該当しないこととなる見込みがあることを要するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 上場外国株券又は上場外国株預託証券等が、その上場会社の設立準拠法の変更のための合併により株券上場廃止基準第2条第3項第1号に該当して上場廃止となる場合であつて、当該合併に係る存続会社の株券又は当該株券に係る権利を表示する外国株預託証券等</p>	<p>(上場審査基準)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める会社が発行者である株券、優先出資証券又は外国株預託証券等の上場を遅滞なく申請するとき（第1号に定める存続会社の親会社又は第3号に定める当該他の会社の親会社が外国会社であるときは、本所が適当と認める場合に限る。）は、第1項から第4項までの規定に基づく上場審査については、原則として、第1項第1号から第7号まで、第2項第1号及び第2号、第3項各号並びに第4項第1号及び第3号の規定を適用しないものとする。ただし、当該各号に定める会社が発行者である株券、優先出資証券又は外国株預託証券等が上場時において株券上場廃止基準第2条第1項第17号に規定する「株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると本所が認めた場合」並びに同条第1項第19号及び第20号に該当しないこととなる見込みがあり、かつ、当該会社が発行する株券（外国株券を除く。）又は優先出資証券が上場後最初に終了する事業年度の末日までに株主数及び流通株式数に係る株券上場廃止基準に該当しないこととなる見込みがあることを要するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 上場外国株券又は上場外国株預託証券等が、その上場会社の設立準拠法の変更のための合併により株券上場廃止基準第2条第2項第1号に該当して上場廃止となる場合であつて、当該合併に係る存続会社の株券又は当該株券に係る権利を表示する外国株預託証券等</p>

が外国の金融商品取引所等において直ちに上場又は継続的に取引されるとき

当該合併に係る存続会社

(3) (略)

(4) 上場外国株券又は上場外国株預託証券等が、その上場会社の外国持株会社（株式を所有することにより他の会社の事業活動を支配することを主たる事業とする外国会社をいう。以下同じ。）への組織変更により株券上場廃止基準第2条第3項第1号に該当して上場廃止となる場合であって、当該外国持株会社の株券又は当該株券に係る権利を表示する外国株預託証券等が外国の金融商品取引所等において直ちに上場又は継続的に取引されるとき

当該外国持株会社

(5) (略)

(Q-Boardへの上場審査基準)

第6条 (略)

2・3 (略)

4 次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める会社が発行者である株券又は外国株預託証券等の上場を遅滞なく申請するとき（第1号に定める存続会社の親会社又は第3号に定める当該他の会社の親会社が外国会社であるときは、本所が適当と認めた場合に限る。）は、第1項から前項までの規定に基づく上場審査については、原則として、第1項第1号から第5号まで、第2項第1号及び前項第1号の規定を適用しないものとする。ただし、当該各号に定める会社が発行者である株券または外国株預託証券等が上場時において株券上場廃止基準第2条第1項第17号に規定する「株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると本所が認めた場合」並びに同条第1項第19号及び第2

が外国の金融商品取引所等において直ちに上場又は継続的に取引されるとき

当該合併に係る存続会社

(3) (略)

(4) 上場外国株券又は上場外国株預託証券等が、その上場会社の外国持株会社（株式を所有することにより他の会社の事業活動を支配することを主たる事業とする外国会社をいう。以下同じ。）への組織変更により株券上場廃止基準第2条第2項第1号に該当して上場廃止となる場合であって、当該外国持株会社の株券又は当該株券に係る権利を表示する外国株預託証券等が外国の金融商品取引所等において直ちに上場又は継続的に取引されるとき

当該外国持株会社

(5) (略)

(Q-Boardへの上場審査基準)

第6条 (略)

2・3 (略)

4 次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める会社が発行者である株券又は外国株預託証券等の上場を遅滞なく申請するとき（第1号に定める存続会社の親会社又は第3号に定める当該他の会社の親会社が外国会社であるときは、本所が適当と認めた場合に限る。）は、第1項から前項までの規定に基づく上場審査については、原則として、第1項第1号から第5号まで、第2項第1号及び前項第1号の規定を適用しないものとする。ただし、当該各号に定める会社が発行者である株券または外国株預託証券等が上場時において株券上場廃止基準第2条第1項第17号に規定する「株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると本所が認めた場合」並びに同条第1項第19号及び第2

0号に該当しないこととなる見込みがあり、かつ、当該会社が発行する株券(外国株券を除く。)が上場後最初に終了する事業年度の末日までに株主数に係る株券上場廃止基準に該当しないこととなる見込みがあることを要するものとする。

(1) (略)

(2) 上場外国株券又は上場外国株預託証券等が、Q-B o a r dの上場会社の設立準拠法の変更のための合併により株券上場廃止基準第2条第3項第1号に該当して上場廃止となる場合であって、当該合併に係る存続会社の株券又は当該株券に係る権利を表示する外国株預託証券等が外国の金融商品取引所等において直ちに上場又は継続的に取引されるとき
当該合併に係る存続会社

(3) (略)

(4) 上場外国株券又は上場外国株預託証券等が、Q-B o a r dの上場会社の外国持株会社への組織変更により株券上場廃止基準第2条第3項第1号に該当して上場廃止となる場合であって、当該外国持株会社の株券又は当該株券に係る権利を表示する外国株預託証券等が外国の金融商品取引所等において直ちに上場又は継続的に取引されるとき
当該外国持株会社

(5) (略)

付 則

この改正規定は、平成30年3月31日から施行する。

0号に該当しないこととなる見込みがあり、かつ、当該会社が発行する株券(外国株券を除く。)が上場後最初に終了する事業年度の末日までに株主数に係る株券上場廃止基準に該当しないこととなる見込みがあることを要するものとする。

(1) (略)

(2) 上場外国株券又は上場外国株預託証券等が、Q-B o a r dの上場会社の設立準拠法の変更のための合併により株券上場廃止基準第2条第2項第1号に該当して上場廃止となる場合であって、当該合併に係る存続会社の株券又は当該株券に係る権利を表示する外国株預託証券等が外国の金融商品取引所等において直ちに上場又は継続的に取引されるとき
当該合併に係る存続会社

(3) (略)

(4) 上場外国株券又は上場外国株預託証券等が、Q-B o a r dの上場会社の外国持株会社への組織変更により株券上場廃止基準第2条第2項第1号に該当して上場廃止となる場合であって、当該外国持株会社の株券又は当該株券に係る権利を表示する外国株預託証券等が外国の金融商品取引所等において直ちに上場又は継続的に取引されるとき
当該外国持株会社

(5) (略)

上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(企業グループの構造に係るリスク情報に関する報告書)</p> <p>第4条の6 有価証券上場規程第7条の6又はこの項に規定する報告書を本所へ提出していない上場会社については、上場市場の変更申請又は有価証券上場規程第12条の7第1項若しくは株券上場廃止基準第3条の3第1項に規定する申請を行う場合であって、かつ、その企業グループの構造が特殊なものとして本所が認める場合には、本所が上場株券等の上場市場の変更を承認したとき又は有価証券上場規程第12条の6第2項、同条第3項若しくは株券上場廃止基準第2条第1項第9号(同条第3項若しくは第4項又は第2条の2第1項第4号、<u>第3項</u>若しくは<u>第4項</u>の規定による場合を含む。)に規定する本所が定める基準に適合したときに、企業グループの構造に係るリスク情報に関して記載した報告書を提出するものとする。この場合において、当該上場会社は、当該報告書を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成30年3月31日から施行する。</p>	<p>(企業グループの構造に係るリスク情報に関する報告書)</p> <p>第4条の6 有価証券上場規程第7条の6又はこの項に規定する報告書を本所へ提出していない上場会社については、上場市場の変更申請又は有価証券上場規程第12条の7第1項若しくは株券上場廃止基準第3条の3第1項に規定する申請を行う場合であって、かつ、その企業グループの構造が特殊なものとして本所が認める場合には、本所が上場株券等の上場市場の変更を承認したとき又は有価証券上場規程第12条の6第2項、同条第3項若しくは株券上場廃止基準第2条第1項第9号(同条第2項若しくは第3項又は第2条の2第1項第4号、<u>第2項</u>若しくは<u>第3項</u>の規定による場合を含む。)に規定する本所が定める基準に適合したときに、企業グループの構造に係るリスク情報に関して記載した報告書を提出するものとする。この場合において、当該上場会社は、当該報告書を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。</p> <p>2 (略)</p>

株券上場廃止基準の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(上場廃止基準)</p> <p>第2条 (略)</p> <p><u>2 事業年度の末日と異なる日が株主等基準日である会社についての前項第1号及び第2号の規定の適用については、株主等基準日における株主数、流通株式数及び上場株式数を事業年度の末日における株主数、流通株式数及び上場株式数とみなすものとする。</u></p> <p><u>3 上場銘柄が外国株券である場合には、第1項第4号から第20号まで(第13号、第14号及び第16号を除く。)のいずれかに該当する場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合に、その上場を廃止するものとする。</u></p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p><u>4 (略)</u></p>	<p>(上場廃止基準)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>2 上場銘柄が外国株券である場合には、前項第4号から第20号まで(第13号、第14号及び第16号を除く。)のいずれかに該当する場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合に、その上場を廃止するものとする。</u></p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p><u>3 (略)</u></p>
<p>(Q-Boardの上場廃止基準)</p> <p>第2条の2 (略)</p> <p><u>2 事業年度の末日と異なる日が株主等基準日である会社についての前項第1号の規定の適用については、株主等基準日における株主数を事業年度の末日における株主数とみなすものとする。</u></p> <p><u>3 Q-Board上場銘柄が外国株券である場合には、前条第1項第4号から第20号まで(第12号、第13号及び第15号を除く。第9号b中「株券上場審査基準第4条第6項」とあるのは「株券上場審査基準第6条第4項」と読み替える。)又は同条第3項各号(第2号から第4号までを除く。)のいずれかに該当する場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合に、その上場を廃止するものとする。</u></p> <p>(1)～(3) (略)</p>	<p>(Q-Boardの上場廃止基準)</p> <p>第2条の2 (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>2 Q-Board上場銘柄が外国株券である場合には、前条第1項第4号から第20号まで(第12号、第13号及び第15号を除く。第9号b中「株券上場審査基準第4条第6項」とあるのは「株券上場審査基準第6条第4項」と読み替える。)又は同条第2項各号(第2号から第4号までを除く。)のいずれかに該当する場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合に、その上場を廃止するものとする。</u></p> <p>(1)～(3) (略)</p>

4 Q-B o a r d 上場銘柄が外国株預託証券等である場合には、前条第1項第4号から第19号まで（第13号、第14号及び第16号を除く。第9号b中「株券上場審査基準第4条第6項」とあるのは「株券上場審査基準第6条第4項」と読み替える。）、同条第3項各号（第2号から第4号までを除く。第1号中「当該銘柄に係る権利を表示する外国株預託証券」とあるのは「当該銘柄に表示される権利に係る外国株券」とする。）、同条第4項第1号又は前項各号のいずれかに該当する場合に、その上場を廃止するものとする。

（審査資料）

第3条 第2条第1項第1号、第2号及び第5号（同条第3項若しくは第4項又は前条第1項第4号、第3項若しくは第4項の規定による場合を含む。）並びに前条第1項第1号及び第3号の2（前条第3項第3号による場合を含む。）の審査は、上場会社の事業年度の末日現在の資料に基づいて審査を行う。

2 （略）

（再建計画等の審査に係る申請）

第3条の2 本所は、第2条第1項第7号（（同条第3項若しくは第4項又は第2条の2第1項第4号、第3項若しくは第4項の規定による場合を含む。）に定める本所が適当と認める再建計画であるかどうか及び上場時価総額の審査は、上場会社からの申請に基づき行うものとする。この場合において、当該申請は、本所が定めるところによるものとする。

2 （略）

（不適当な合併等の審査にかかる申請）

第3条の3 本所は、第2条第1項第9号（同条

3 Q-B o a r d 上場銘柄が外国株預託証券等である場合には、前条第1項第4号から第19号まで（第13号、第14号及び第16号を除く。第9号b中「株券上場審査基準第4条第6項」とあるのは「株券上場審査基準第6条第4項」と読み替える。）、同条第2項各号（第2号から第4号までを除く。第1号中「当該銘柄に係る権利を表示する外国株預託証券」とあるのは「当該銘柄に表示される権利に係る外国株券」とする。）、同条第3項第1号又は前項各号のいずれかに該当する場合に、その上場を廃止するものとする。

（審査資料）

第3条 第2条第1項第1号、第2号及び第5号（同条第2項若しくは第3項又は前条第1項第4号、第2項若しくは第3項において読み替える場合を含む。）並びに前条第1項第1号及び第3号の2（前条第2項第3号による場合を含む。）の審査は、上場会社の事業年度の末日現在の資料に基づいて審査を行う。

2 （略）

（再建計画等の審査に係る申請）

第3条の2 本所は、第2条第1項第7号（（同条第2項若しくは第3項又は第2条の2第1項第4号、第2項若しくは第3項において読み替える場合を含む。）に定める本所が適当と認める再建計画であるかどうか及び上場時価総額の審査は、上場会社からの申請に基づき行うものとする。この場合において、当該申請は、本所が定めるところによるものとする。

2 （略）

（不適当な合併等の審査にかかる申請）

第3条の3 本所は、第2条第1項第9号（同条

第3項若しくは第4項又は第2条の2第1項第4号、第3項若しくは第4項の規定による場合を含む。)に定める株券上場審査基準に準じて本所が定める基準に適合しないかどうかの審査については、上場会社からの申請に基づき行うものとする。この場合において、当該申請は、本所が定めるところによるものとする。

2・3 (略)

(特設注意市場銘柄の指定及び指定解除)

第3条の5 本所は、次の各号に掲げる場合であつて、かつ、当該上場会社の内部管理体制等について改善の必要性が高いと認めるときは、当該上場会社が発行者である上場株券を特設注意市場銘柄に指定することができる。

(1) 上場会社が第2条第1項第9号の2、第12号、第19号又は第20号(同条第3項若しくは第4項又は第2条の2第1項第4号、第3項若しくは第4項の規定による場合を含む。)に該当するおそれがあると本所が認めた後、当該各号に該当しないと本所が認めた場合

(2)～(5) (略)

2～8 (略)

付 則

1. この改正規定は、平成30年3月31日から施行する。
2. 改正後の第2条及び第2条の2の規定は、この改正規定施行の日以後の日を事業年度の末日とするものから適用する。

第2項若しくは第3項又は第2条の2第1項第4号、第2項若しくは第3項において読み替える場合を含む。)に定める株券上場審査基準に準じて本所が定める基準に適合しないかどうかの審査については、上場会社からの申請に基づき行うものとする。この場合において、当該申請は、本所が定めるところによるものとする。

2・3 (略)

(特設注意市場銘柄の指定及び指定解除)

第3条の5 本所は、次の各号に掲げる場合であつて、かつ、当該上場会社の内部管理体制等について改善の必要性が高いと認めるときは、当該上場会社が発行者である上場株券を特設注意市場銘柄に指定することができる。

(1) 上場会社が第2条第1項第9号の2、第12号、第19号又は第20号(同条第2項若しくは第3項又は第2条の2第1項第4号、第2項若しくは第3項において読み替える場合を含む。)に該当するおそれがあると本所が認めた後、当該各号に該当しないと本所が認めた場合

(2)～(5) (略)

2～8 (略)

優先株に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(上場廃止基準)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>事業年度の末日と異なる日が株主等基準日である会社についての前項第1号及び第2号の規定の適用については、株主等基準日における株主数、流通株式数及び上場株式数を事業年度の末日における株主数、流通株式数及び上場株式数とみなすものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成30年3月31日から施行し、この改正規定施行の日以後の日を事業年度の末日とするものから適用する。</p>	<p>(上場廃止基準)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p>

制度信用銘柄及び貸借銘柄の選定に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(内国株券に係る制度信用銘柄の選定基準) 第2条 (略)</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 株券上場廃止基準第2条第1項第7号後段に定める期間内にある銘柄、株券上場廃止基準の取扱い1.(9) fに定める猶予期間内にある銘柄並びに同取扱い1.(4) c (同取扱い2.(2) cにおいて準用する場合を含む。)並びに同取扱い1.(4) d及び2.(2) bに定める期間内にある銘柄以外の銘柄であるとき。</p> <p>(8)・(9) (略)</p> <p>2 株券上場審査基準の取扱い2.(1) aの(b)、(d)、(e)、(f)及び同dの規定は前項1号に規定する株主数について、株券上場審査基準の取扱い2.(1) aの(b)、(c)、(e)、(f)及び同dの規定は、前項第2号に規定する流通株式数の算定について、株券上場審査基準の取扱い2.(6) a、b、dからi及びkの規定は前項第3号に規定する利益の額について、株券上場審査基準の取扱い2.(5) a、b、d、fの2からi及びkからm並びに株券上場廃止基準の取扱い1.(5) bの規定は前項第4号に規定する純資産の額について、それぞれ準用する(優先出資証券にあつては、株券上場審査基準の取扱い2.(1) aの(b)及び(c)の規定を除く。)。この場合において、株券上場審査基準の取扱い2.(1) aの(b)、(c)及び(e)、同d、同取扱い2.(5) a、b、d、fの2からi、k及びl並びに同取扱い2.(6) a、b、fからi及びkの規定中「新規上場申請者」とあるのは「上場会社」と、</p>	<p>(内国株券に係る制度信用銘柄の選定基準) 第2条 (略)</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 株券上場廃止基準第2条第7号後段に定める期間内にある銘柄、株券上場廃止基準の取扱い1.(9) fに定める猶予期間内にある銘柄並びに同取扱い1.(4) c (同取扱い2.(2) cにおいて準用する場合を含む。)並びに同取扱い1.(4) d及び2.(2) bに定める期間内にある銘柄以外の銘柄であるとき。</p> <p>(8)・(9) (略)</p> <p>2 株券上場審査基準の取扱い2.(1) aの(b)、(d)、(e)、(f)及び同dの規定は前項1号に規定する株主数について、株券上場審査基準の取扱い2.(1) aの(b)、(c)、(e)、(f)及び同dの規定は、前項第2号に規定する流通株式数の算定について、株券上場審査基準の取扱い2.(6) a、b、dからi及びkの規定は前項第3号に規定する利益の額について、株券上場審査基準の取扱い2.(5) a、b、d、fの2からi及びkからm並びに株券上場廃止基準の取扱い1.(5) bの規定は前項第4号に規定する純資産の額について、それぞれ準用する(優先出資証券にあつては、株券上場審査基準の取扱い2.(1) aの(b)及び(c)の規定を除く。)。この場合において、株券上場審査基準の取扱い2.(1) aの(b)、(c)及び(e)、同d、同取扱い2.(5) a、b、d、fの2からi、k及びl並びに同取扱い2.(6) a、b、fからi及びkの規定中「新規上場申請者」とあるのは「上場会社」</p>

同取扱い2. (1) aの(e)、(f)及び同取扱い2. (1) dの規定中「最近の基準日等」又は「基準日等」とあるのは「審査対象事業年度の末日(事業年度の末日と異なる日が株主等基準日(有価証券報告書に記載される大株主の状況又は大口出資者の状況に係る基準日をいう。以下同じ。)である場合、審査対象事業年度に係る株主等基準日)」と、それぞれ読み替えるものとする。

3～8 (略)

9 事業年度の末日と異なる日が株主等基準日である会社についての第3項各号の規定の適用については、同項各号の規定中「審査対象事業年度の末日」とあるのは、「審査対象事業年度に係る株主等基準日」とし、第4項第2号の規定の適用については、同項第2号中「上場後最初に終了する事業年度の末日」とあるのは、「上場後最初に到来する株主等基準日」とし、第6項第2号の適用については、同項第2号中「合併又は株式交換の後最初に終了する事業年度の末日」とあるのは、「合併又は株式交換の後最初に到来する株主等基準日」とする。

(内国株券に係る貸借銘柄の選定基準)

第3条 (略)

(1)～(3) (略)

(4) 各銘柄の発行者の事業年度の末日を含む月の翌々月の末日からさかのぼって原則として6か月間における売買高が次のa又はbに適合する銘柄であるとき。

a・b (略)

(5)～(12) (略)

2 株券上場審査基準の取扱い2. (1) aの(b)、(d)、(e)、(f)、及び同dの規定は、前項第2号に規定する株主数について、

と、同取扱い2. (5) a、b、d、fの2、gからi及び1の規定中「直前四半期会計期間の末日」とあるのは「直前事業年度の末日」と、「四半期連結貸借対照表」とあるのは「連結貸借対照表」と、「四半期貸借対照表」とあるのは「貸借対照表」と、それぞれ読み替えるものとする。

3～8 (略)

(新設)

(内国株券に係る貸借銘柄の選定基準)

第3条 (略)

(1)～(3) (略)

(4) 各銘柄の事業年度の末日を含む月の翌々月の末日からさかのぼって原則として6か月間における売買高が次のa又はbに適合する銘柄であるとき。

a・b (略)

(5)～(12) (略)

2 株券上場審査基準の取扱い2. (1) aの(b)、(d)、(e)、(f)、及び同dの規定は、前項第2号に規定する株主数について、

株券上場審査基準の取扱い2.(1) aの(b)、(c)、(e)、(f)及び同dの規定は、前項第3号に規定する流通株式数の算定について、株券上場廃止基準の取扱い1.(3) dの規定は前項第4号に規定する売買高について、株券上場審査基準の取扱い2.(6) a、b、dからi及びkの規定は前項第5号に規定する利益の額について、株券上場審査基準の取扱い2.(5) a、b、d、fの2からi及びkからm並びに株券上場廃止基準の取扱い1.(5) bの規定は前項第6号に規定する純資産の額について、それぞれ準用する(優先出資証券にあつては、株券上場審査基準の取扱い2.(1) aの(b)及び(c)の規定を除く。)。この場合において、株券上場審査基準の取扱い2.(1) aの(b)、(c)及び(e)、同d、同取扱い2.(5) a、b、d、fの2からi、k及びl並びに同取扱い2.(6) a、b、fからi及びkの規定中「新規上場申請者」とあるのは「上場会社」と、同取扱い2.(1) aの(e)、(f)及び同取扱い2.(1) dの規定中「最近の基準日等」又は「基準日等」とあるのは「審査対象事業年度の末日(事業年度の末日と異なる日が株主等基準日である場合、審査対象事業年度に係る株主等基準日)」と、株券上場廃止基準の取扱い1.(3) d中「bに規定する日からさかのぼって1年以内」とあるのは「審査対象事業年度の末日を含む月の翌々月の末日からさかのぼって原則として6か月以内」と、それぞれ読み替えるものとする。

3～6 (略)

7 第1項の規定にかかわらず、貸借銘柄の発行者でない地場銘柄である上場会社が、貸借銘柄の発行者である上場会社を吸収合併する場合又は貸借銘柄の発行者である上場会

株券上場審査基準の取扱い2.(1) aの(b)、(c)、(e)、(f)及び同dの規定は、前項第3号に規定する流通株式数の算定について、株券上場廃止基準の取扱い1.(3) dの規定は前項第4号に規定する売買高について、株券上場審査基準の取扱い2.(6) a、b、dからi及びkの規定は前項第5号に規定する利益の額について、株券上場審査基準の取扱い2.(5) a、b、d、fの2からi及びkからm並びに株券上場廃止基準の取扱い1.(5) bの規定は前項第6号に規定する純資産の額について、それぞれ準用する(優先出資証券にあつては、株券上場審査基準の取扱い2.(1) aの(b)及び(c)の規定を除く。)。この場合において、株券上場審査基準の取扱い2.(1) aの(b)、(c)及び(e)、同d、同取扱い2.(5) a、b、d、fの2からi、k及びl並びに同取扱い2.(6) a、b、fからi及びkの規定中「新規上場申請者」とあるのは「上場会社」と、株券上場廃止基準の取扱い1.(3) d中「bに規定する日からさかのぼって1年以内」とあるのは「審査対象事業年度の末日を含む月の翌々月の末日からさかのぼって原則として6か月以内」と、それぞれ読み替えるものとする。

3～6 (略)

7 第1項の規定にかかわらず、貸借銘柄の発行者でない地場銘柄である上場会社が、貸借銘柄の発行者である上場会社を吸収合併する場合又は貸借銘柄の発行者である上場会

社を完全子会社とする株式交換を行う場合における当該貸借銘柄の発行者でない地場銘柄である上場会社の株券に対する合併又は株式交換の後最初の選定審査においては、次の各号に適合するときに、これを貸借銘柄に選定するものとする。

(1) (略)

(2) 株主数及び流通株式数が、合併又は株式交換の後最初に終了する事業年度の末日までに第6条第1項第1号及び第2号aの規定に該当しない見込みのある銘柄であるとき。

8 (略)

9 事業年度の末日と異なる日が株主等基準日である会社についての第3項各号の適用については、同項各号の規定中「審査対象事業年度の末日」とあるのは、「審査対象事業年度に係る株主等基準日」とし、第5項第2号の規定の適用については、同項第2号中「上場後最初に終了する事業年度の末日」とあるのは、「上場後最初に到来する株主等基準日」とし、第7項第2号の適用については、同項第2号中「合併又は株式交換の後最初に終了する事業年度の末日」とあるのは、「合併又は株式交換の後最初に到来する株主等基準日」とする。

10 上場銘柄のうち地場銘柄以外の銘柄に係る貸借銘柄の選定については、原則として、株式会社東京証券取引所の「制度信用銘柄及び貸借銘柄の選定に関する規則」による。

(選定の時期)

第4条 第2条及び第2条の2の規定による制度信用銘柄の選定並びに第3条及び第3条の2の規定による貸借銘柄の選定は、毎月

社を完全子会社とする株式交換を行う場合における当該貸借銘柄の発行者でない地場銘柄である上場会社の株券に対する合併又は株式交換の後最初の選定審査においては、次の各号に適合するときに、これを貸借銘柄に選定するものとする。

(1) (略)

(2) 株主数又は流通株式数が、合併又は株式交換の後最初に終了する事業年度の末日までに第6条第1項第1号及び第2号aの規定に該当しない見込みのある銘柄であるとき。

8 (略)

(新設)

9 上場銘柄のうち地場銘柄以外の銘柄に係る貸借銘柄の選定については、原則として、株式会社東京証券取引所の「信用銘柄及び貸借銘柄の選定に関する規則」による。

(選定の時期)

第4条 第2条及び第2条の2の規定による制度信用銘柄の選定並びに第3条及び第3条の2の規定による貸借銘柄の選定は、毎月

1回、各銘柄の発行者の事業年度の末日（不動産投資信託証券にあつては、計算期間又は営業期間の末日）を含む月の翌月から起算して6か月目の月の初日（初日が休業日に当たるときは、順次繰り下げる。以下同じ。）に行う。

2・3 （略）

（制度信用銘柄である内国株券の選定取消基準）

第5条 （略）

（1）～（4） （略）

2 株券上場審査基準の取扱い2.（1）aの（b）、（d）、（e）並びに株券上場廃止基準の取扱い1.（2）b、c、d及びjの規定は、前項第1号に規定する株主数の算定について、株券上場審査基準の取扱い2.（1）aの（b）、（c）、（e）並びに株券上場廃止基準の取扱い1.（2）b、c、d、n及びoの規定は、前号第2号に規定する流通株式数の算定について、それぞれ準用する（優先出資証券にあつては、株券上場審査基準の取扱い2.（1）aの（b）及び（c）の規定を除く。）。この場合において、株券上場審査基準の取扱い2.（1）aの（b）、（c）及び（e）の規定中「新規上場申請者」とあるのは「上場会社」と、同取扱い2.（1）aの（e）中「最近の基準日等」及び「当該基準日等」とあるのは「審査対象事業年度の末日（事業年度の末日と異なる日が株主等基準日である場合、審査対象事業年度に係る株主等基準日）」と、株券上場廃止基準の取扱い1.（2）b中「1,000単位」とあるのは「2,000単位」と、同取扱い1.（2）o中「5%」とあるのは「25%」と、それぞれ読み替えるものとする。

1回、各銘柄の事業年度の末日（不動産投資信託証券にあつては、計算期間又は営業期間の末日）を含む月の翌月から起算して6か月目の月の初日（初日が休業日に当たるときは、順次繰り下げる。以下同じ。）に行う。

2・3 （略）

（制度信用銘柄である内国株券の選定取消基準）

第5条 （略）

（1）～（4） （略）

2 株券上場審査基準の取扱い2.（1）aの（b）、（d）、（e）並びに株券上場廃止基準の取扱い1.（2）b、c、d及びjの規定は、前項第1号に規定する株主数の算定について、株券上場審査基準の取扱い2.（1）aの（b）、（c）、（e）並びに株券上場廃止基準の取扱い1.（2）b、c、d、n及びoの規定は、前号第2号に規定する流通株式数の算定について、それぞれ準用する（優先出資証券にあつては、株券上場審査基準の取扱い2.（1）aの（b）及び（c）の規定を除く。）。この場合において、株券上場審査基準の取扱い2.（1）aの（b）、（c）及び（e）中「新規上場申請者」とあるのは「上場会社」と、株券上場廃止基準の取扱い1.（2）b中「1,000単位」とあるのは「2,000単位」と、同取扱い1.（2）o中「5%」とあるのは「25%」と、それぞれ読み替えるものとする。

3 (略)

(制度信用銘柄である不動産投資信託証券の選定取消基準)

第5条の2 (略)

(1) ~ (4) (略)

2 不動産投資信託証券に関する有価証券上場規程の特例の取扱い8. (8)の規定は、前項第1号に規定する上場受益権口数又は上場投資口数について、株券上場廃止基準の取扱い1. (2) iの規定は前項第2号bに規定する受益者数又は投資主数について、それぞれ準用する。この場合において、株券上場廃止基準の取扱い1. (2) i中「上場会社」とあるのは「不動産投資信託証券の発行者」と、「株主数」とあるのは「受益者数又は投資主数」と、「株式」とあるのは「受益権又は投資口」と、「株主」とあるのは「受益者又は投資主」と、それぞれ読み替えるものとする。

3 (略)

(貸借銘柄である内国株券の選定取消基準)

第6条 (略)

(1) ~ (4) (略)

2 株券上場審査基準の取扱い2. (1) aの(b)、(d)、(e)並びに株券上場廃止基準

3 (略)

(制度信用銘柄である不動産投資信託証券の選定取消基準)

第5条の2 (略)

(1) ~ (4) (略)

2 株券上場廃止基準の取扱い1. (1) cの規定は、前項第1号に規定する上場受益権口数又は上場投資口数について、株券上場廃止基準の取扱い1. (2) eの規定は前項第2号bに規定する受益者数又は投資主数について、それぞれ準用する。この場合において、株券上場廃止基準の取扱い1. (1) c中「上場株式数」とあるのは「上場受益権口数又は上場投資口数」と、「2, 000単位」とあるのは「2, 000口」と、「減少に関する株主総会決議についての書面による報告」とあるのは「減少が確定した旨の上場受益証券の発行者からの書面による報告又は減少に関する投資主総会の決議についての上場投資法人からの書面による報告」と、株券上場廃止基準の取扱い1. (1) c及び(2) eの規定中「上場会社」とあるのは「不動産投資信託証券の発行者」と、株券上場廃止基準の取扱い1. (2) e中「株主数」とあるのは「受益者数又は投資主数」と、「株式」とあるのは「受益権又は投資口」と、「株主」とあるのは「受益者又は投資主」と、それぞれ読み替えるものとする。

3 (略)

(貸借銘柄である内国株券の選定取消基準)

第6条 (略)

(1) ~ (4) (略)

2 株券上場審査基準の取扱い2. (1) aの(b)、(d)、(e)並びに株券上場廃止基準

の取扱い1.(2) b、c、d及びjの規定は、前項第1号に規定する株主数の算定について、株券上場審査基準の取扱い2.(1) aの(b)、(c)、(e)並びに株券上場廃止基準の取扱い1.(2) b、c、d、n及びoの規定は、前項第2号に規定する流通株式数の算定について、それぞれ準用する。(優先出資証券にあっては、株券上場審査基準の取扱い2.(1) aの(b)及び(c)の規定を除く。)この場合において、株券上場廃止基準の取扱い1.(2) b及びjの規定中「150人」とあるのは「600人」と、「1,000単位」とあるのは「5,000単位」と、同取扱い1.(2) o中「5%」とあるのは「30%」と、株券上場審査基準の取扱い2.(1) aの(b)、(c)及び(e)の規定中「新規上場申請者」とあるのは「上場会社」と、同取扱い2.(1) aの(e)中「最近の基準日等」及び「当該基準日等」とあるのは「審査対象事業年度の末日(事業年度の末日と異なる日が株主等基準日である場合、審査対象事業年度に係る株主等基準日)」と、それぞれ読み替えるものとする。

- 3 上場銘柄のうち地場銘柄以外の貸借銘柄に係る貸借銘柄の選定の取消しについては、原則として、株式会社東京証券取引所の「制度信用銘柄及び貸借銘柄の選定に関する規則」による。

(株券に係る選定取消基準の特例)

第7条 (略)

- 2 猶予期間内に株主等基準日を事業年度の末日と異なる日に変更した銘柄及び事業年度の末日と異なる日が株主等基準日である銘柄についての前項の規定の適用については、猶予期間の最終日の属する事業年度に係

の取扱い1.(2) b、c、d及びjの規定は、前項第1号に規定する株主数の算定について、株券上場審査基準の取扱い2.(1) aの(b)、(c)、(e)並びに株券上場廃止基準の取扱い1.(2) b、c、d、n及びoの規定は、前項第2号に規定する流通株式数の算定について、それぞれ準用する。(優先出資証券にあっては、株券上場審査基準の取扱い2.(1) aの(b)及び(c)の規定を除く。)この場合において、株券上場廃止基準の取扱い1.(2) b及びj中「150人」とあるのは「600人」と、「1,000単位」とあるのは「5,000単位」と、同取扱い1.(2) o中「5%」とあるのは「30%」と、株券上場審査基準の取扱い2.(1) aの(b)、(c)及び(e)中「新規上場申請者」とあるのは「上場会社」と、それぞれ読み替えるものとする。

- 3 上場銘柄のうち地場銘柄以外の貸借銘柄に係る貸借銘柄の選定の取消しについては、原則として、株式会社東京証券取引所の「信用銘柄及び貸借銘柄の選定に関する規則」による。

(株券に係る選定取消基準の特例)

第7条 (略)

(新設)

る株主等基準日における株主数及び流通株式数を猶予期間の最終日における株主数及び流通株式数とみなすものとする。

3 (略)

付 則

- 1 この改正規定は、平成30年3月31日から施行する。
- 2 改正後の第2条第2項、第3条第2項、第5条第2項、第6条第2項及び第7条の規定は、この改正規定施行の日以後の日を事業年度の末日とするものから適用する。

2 (略)

有価証券上場規程に関する取扱い要領の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>14. の2 第10条の3（新株予約権証券の上場）関係</p> <p>(1)～(4)</p> <p>(5) 第1項第4号に定める事項についての上場審査は、次のaからcまでに掲げる観点その他の観点から検討することにより行う。</p> <p>a 次の(a)から(e)までに該当しないこと（コミットメント型の場合を除く。）。</p> <p>(a) (略)</p> <p>(b) 新株予約権証券の発行者である上場会社の上場株券等が、次のイからヌまでのいずれかに該当する場合</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 株券上場廃止基準第2条第1項第2号bに定める期間内にある場合（第2条第3項第3号又は第2条第4項第2号の規定による場合を含む。）</p> <p>ハ 株券上場廃止基準第2条第1項第3号に定める期間内にある場合（第2条第3項第4号又は第2条第4項第2号の規定による場合を含む。）</p> <p>ニ 株券上場廃止基準第2条第1項第4号に定める期間内にある場合（第2条第3項又は第2条第4項の規定による場合を含む。）</p> <p>ホ 株券上場廃止基準第2条第1項第9号a又はbに定める期間内にある場合（第2条第3項、第2条第4項、第2条の2第1項第4号、第2条の2第3項又は第2条の2第4項の規定による場合を含む。）</p> <p>ヘ 株券上場廃止基準第2条の2第1項第1号に定める期間内にある場合（第2条の2第3項第1号又は第2条の2第4項の規定による場合を含む。）</p>	<p>14. の2 第10条の3（新株予約権証券の上場）関係</p> <p>(1)～(4)</p> <p>(5) 第1項第4号に定める事項についての上場審査は、次のaからcまでに掲げる観点その他の観点から検討することにより行う。</p> <p>a 次の(a)から(e)までに該当しないこと（コミットメント型の場合を除く。）。</p> <p>(a) (略)</p> <p>(b) 新株予約権証券の発行者である上場会社の上場株券等が、次のイからヌまでのいずれかに該当する場合</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 株券上場廃止基準第2条第1項第2号bに定める期間内にある場合（第2条第2項第3号又は第2条第3項第2号の規定による場合を含む。）</p> <p>ハ 株券上場廃止基準第2条第1項第3号に定める期間内にある場合（第2条第2項第4号又は第2条第3項第2号の規定による場合を含む。）</p> <p>ニ 株券上場廃止基準第2条第1項第4号に定める期間内にある場合（第2条第2項又は第2条第3項の規定による場合を含む。）</p> <p>ホ 株券上場廃止基準第2条第1項第9号a又はbに定める期間内にある場合（第2条第2項、第2条第3項、第2条の2第1項第4号、第2条の2第2項又は第2条の2第3項の規定による場合を含む。）</p> <p>ヘ 株券上場廃止基準第2条の2第1項第1号に定める期間内にある場合（第2条の2第2項第1号又は第2条の2第3項の規定による場合を含む。）</p>

ト 株券上場廃止基準第2条の2第1項第2号に定める期間内にある場合（第2条の2第3項第2号又は第2条の2第4項の規定による場合を含む。）

チ 株券上場廃止基準第2条の2第1項第3号に定める期間内にある場合（第2条の2第3項第3号又は第2条の2第4項の規定による場合を含む。）

リ 株券上場廃止基準第2条の2第1項第3号の2に定める期間内にある場合（第2条の2第3項第3号又は第2条の2第4項の規定による場合を含む。）

ヌ （略）

（c）～（e） （略）

b・c （略）

（6） （略）

21. 第20条(テクニカル上場時の引継ぎ) 関係
第20条に規定する本所が定める規定とは、次の各号に掲げるものをいう。

（1） （略）

（2） 株券上場廃止基準第2条第1項第9号（同条第3項若しくは第4項又は第2条の2第1項第4号、第3項若しくは第4項の規定による場合を含む。）

（3） 株券上場廃止基準第2条第1項第9号の2（同条第3項若しくは第4項又は第2条の2第1項第4号、第3項若しくは第4項の規定による場合を含む。）

（4） （略）

（5） 株券上場廃止基準第2条の2第1項第3号の2（同条第3項第3号の規定による場合を含む。）

ト 株券上場廃止基準第2条の2第1項第2号に定める期間内にある場合（第2条の2第2項第2号又は第2条の2第3項の規定による場合を含む。）

チ 株券上場廃止基準第2条の2第1項第3号に定める期間内にある場合（第2条の2第2項第3号又は第2条の2第3項の規定による場合を含む。）

リ 株券上場廃止基準第2条の2第1項第3号の2に定める期間内にある場合（第2条の2第2項第3号又は第2条の2第3項の規定による場合を含む。）

ヌ （略）

（c）～（e） （略）

b・c （略）

（6） （略）

21. 第20条(テクニカル上場時の引継ぎ) 関係
第20条に規定する本所が定める規定とは、次の各号に掲げるものをいう。

（1） （略）

（2） 株券上場廃止基準第2条第1項第9号（同条第2項若しくは第3項又は第2条の2第1項第4号、第2項若しくは第3項において読み替える場合を含む。）

（3） 株券上場廃止基準第2条第1項第9号の2（同条第2項若しくは第3項又は第2条の2第1項第4号、第2項若しくは第3項において読み替える場合を含む。）

（4） （略）

（5） 株券上場廃止基準第2条の2第1項第3号の2（同基準第2条の2第2項第3号の規定による場合を含む。）

付 則

この改正規定は、平成30年3月31日から施行する。

上場手数料及び年賦課金等に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(上場手数料)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 内国株券及び外国株券等の上場手数料については、前2項に定めるところによるほか、次の各号に定めるところによるものとする。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) 有価証券上場規程第13条の規定による場合の上場廃止の日又は株券上場廃止基準第2条各項(第2項を除く。)の各号又は第2条の2各項(第2項を除く。)の各号のいずれかに該当することとなった日以降に到来する納入期に納入する上場手数料については、これを免除することができる。ただし、第2号の規定に該当し、上場手数料を免除することとした会社の上場廃止の前日に上場した株券に係る上場手数料については、免除しないものとする。</p> <p>4 (略)</p>	<p>(上場手数料)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 内国株券及び外国株券等の上場手数料については、前2項に定めるところによるほか、次の各号に定めるところによるものとする。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) 有価証券上場規程第13条の規定による場合の上場廃止の日又は株券上場廃止基準第2条各項の各号又は第2条の2各項の各号のいずれかに該当することとなった日以降に到来する納入期に納入する上場手数料については、これを免除することができる。ただし、第2号の規定に該当し、上場手数料を免除することとした会社の上場廃止の前日に上場した株券に係る上場手数料については、免除しないものとする。</p> <p>4 (略)</p>
<p>(年賦課金)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 内国株券及び外国株券等の年賦課金については、前2項に定めるところによるほか、次の各号に定めるところによるものとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 有価証券上場規程第13条の規定による場合の上場廃止の日又は株券上場廃止基準第2条各項(第2項を除く。)の各号又は第2条の2各項(第2項を除く。)の各号のいずれかに該当することとなった日以降に到来する納入期に納入する年賦課金については、これを免除することができる。ただし、前条第3項第2号に</p>	<p>(年賦課金)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 内国株券及び外国株券等の年賦課金については、前2項に定めるところによるほか、次の各号に定めるところによるものとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 有価証券上場規程第13条の規定による場合の上場廃止の日又は株券上場廃止基準第2条各項の各号又は第2条の2各項の各号のいずれかに該当することとなった日以降に到来する納入期に納入する年賦課金については、これを免除することができる。ただし、前条第3項第2号に該当し、上場手数料を免除することとし</p>

該当し、上場手数料を免除することとした会社の年賦課金は、免除しないものとする。

(7) (略)

(TDnet 利用料)

第4条 本所単独上場会社並びに本所及び東京証券取引所又は名古屋証券取引所以外の金融商品取引所に上場している会社は、TDnet 利用料として年額12万円を納入するものとする。

2 TDnet 利用料については、前項に定めるところによるほか、次の各号に定めるところによるものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 第1号の規定にかかわらず、TDnet 利用料は、以下に定める場合に該当した場合は、月割りで按分するものとし、対象とする期間はそれぞれに定める期間とする。

a・b (略)

c 東京証券取引所又は名古屋証券取引所と重複して上場することとなった上場会社に係るTDnet 利用料は重複して上場する日を含む月までその対象とする。

付 則

この改正規定は、平成30年3月31日から施行する。

た会社の年賦課金は、免除しないものとする。

(7) (略)

(TDnet 利用料)

第4条 本所単独上場会社並びに本所及び東京証券取引所、大阪証券取引所又は名古屋証券取引所以外の金融商品取引所に上場している会社は、TDnet 利用料として年額12万円を納入するものとする。

2 TDnet 利用料については、前項に定めるところによるほか、次の各号に定めるところによるものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 第1号の規定にかかわらず、TDnet 利用料は、以下に定める場合に該当した場合は、月割りで按分するものとし、対象とする期間はそれぞれに定める期間とする。

a・b (略)

c 東京証券取引所、大阪証券取引所又は名古屋証券取引所と重複して上場することとなった上場会社に係るTDnet 利用料は重複して上場する日を含む月までその対象とする。

株券上場審査基準の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>2. の5 第4条（上場審査基準）第5項関係</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 事業年度の末日と異なる日が株主等基準日である会社についての前(1)の規定の適用については、株主等基準日における株主数及び流通株式数を事業年度の末日における株主数及び流通株式数とみなすものとする。</u></p> <p><u>(3) (略)</u></p>	<p>2. の5 第4条（上場審査基準）第5項関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(2) (略)</u></p>
<p>3. 第4条（上場審査基準）第6項関係</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p><u>(2)の2 事業年度の末日と異なる日が株主等基準日である会社についての前(2)の規定の適用については、同(2)中「上場後最初に終了する事業年度の末日」とあるのは「上場後最初に到来する株主等基準日」とする。</u></p> <p>(3)・(4) (略)</p>	<p>3. 第4条（上場審査基準）第6項関係</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(3)・(4) (略)</p>
<p>6. 第6条（Q-Boardへの上場審査基準）第4項関係</p> <p>(1) 第4項ただし書に規定する「株主数に係る株券上場廃止基準に該当しないこと」とは、株主数が<u>上場後最初に終了する事業年度の末日において100人以上であることをいうものとする。</u></p> <p><u>(2) 事業年度の末日と異なる日が株主等基準日である会社についての前(1)の規定の適用については、同(1)中「上場後最初に終了する事業年度の末日」とあるのは「上場後最初に到来する株主等基準日」とする。</u></p> <p><u>(3) (略)</u></p>	<p>6. 第6条（Q-Boardへの上場審査基準）第4項関係</p> <p>(1) 第4項ただし書に規定する「株主数に係る株券上場廃止基準に該当しないこと」とは、株主数が100人以上であることをいうものとする。</p> <p>(新設)</p> <p><u>(2) (略)</u></p>

付 則

この改正規定は、平成30年3月31日から施行する。

上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1. 第2条（会社情報の開示）第1項関係</p> <p>（1）第1項に規定する本所が定める基準のうち同項第1号に掲げる事項に係るものは、次のaから1までに掲げる区分に応じ当該aから1までに定めることとする。ただし、IFRS任意適用会社については、連結経常利益に係る基準は適用しない。</p> <p>a～d （略）</p> <p>e 第1号1に掲げる事項</p> <p>次に掲げるもののいずれにも該当する子会社（連動子会社を除く。）の異動を伴うものであること（上場会社が子会社取得（子会社等でなかった会社の発行する株式又は持分を取得する方法その他の方法（法第27条の3第1項に規定する公開買付けによるものを除く。）により、当該会社を子会社等とすることをいう。以下同じ。）を行う場合以外の場合にあっては、（h）及び（i）を除く。）。（a）子会社又は新たに子会社となる会社の直前事業年度の末日における<u>総資産</u>の帳簿価額（新たに子会社を設立する場合には、子会社の設立の予定日から3年以内に開始する当該子会社の各事業年度の末日における総資産の帳簿価額の見込額）が上場会社の直前連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の30に相当する額未満であること。</p> <p>（b）～（i） （略）</p> <p>f～1 （略）</p> <p>（1）の2～（5） （略）</p>	<p>1. 第2条（会社情報の開示）第1項関係</p> <p>（1）第1項に規定する本所が定める基準のうち同項第1号に掲げる事項に係るものは、次のaから1までに掲げる区分に応じ当該aから1までに定めることとする。ただし、IFRS任意適用会社については、連結経常利益に係る基準は適用しない。</p> <p>a～d （略）</p> <p>e 第1号1に掲げる事項</p> <p>次に掲げるもののいずれにも該当する子会社（連動子会社を除く。）の異動を伴うものであること（上場会社が子会社取得（子会社等でなかった会社の発行する株式又は持分を取得する方法その他の方法（法第27条の3第1項に規定する公開買付けによるものを除く。）により、当該会社を子会社等とすることをいう。以下同じ。）を行う場合以外の場合にあっては、（h）及び（i）を除く。）。（a）子会社又は新たに子会社となる会社の直前事業年度の末日における<u>純資産</u>の帳簿価額（新たに子会社を設立する場合には、子会社の設立の予定日から3年以内に開始する当該子会社の各事業年度の末日における総資産の帳簿価額の見込額）が上場会社の直前連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の30に相当する額未満であること。</p> <p>（b）～（i） （略）</p> <p>f～1 （略）</p> <p>（1）の2～（5） （略）</p>
<p>9. 第9条（その他書類の提出）関係</p> <p>第9条の規定に基づき請求する書類には、次に掲げる書類を含むものとする。</p>	<p>9. 第9条（その他書類の提出）関係</p> <p>第9条の規定に基づき請求する書類には、次に掲げる書類を含むものとする。</p>

a 上場会社（上場外国会社を除く。）の各事業年度末日現在における本所の定める様式による株式の分布状況表及び上場優先株の分布状況表（事業年度経過後2か月以内で分布状況の判明後遅滞なく提出するものとする。ただし、事業年度の末日と異なる日が株主等基準日である上場会社にあつては、株主等基準日現在における株式の分布状況表及び上場優先株の分布状況表を、株主等基準日経過後2か月以内で分布状況の判明後遅滞なく提出するものとする。）

a の 2～ f （略）

付 則

- 1 この改正規定は、平成30年3月31日から施行する。
- 2 施行後の9. aの規定は、この改正規定施行の日以後の日を事業年度の末日とするものから適用する。

a 上場会社（上場外国会社を除く。）の各事業年度末日現在における本所の定める様式による株式の分布状況表及び上場優先株の分布状況表（事業年度経過後2か月以内で分布状況の判明後遅滞なく提出するものとする。）

a の 2～ f （略）

株券上場廃止基準の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1. 第2条（上場廃止基準）第1項関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 株主数及び流通株式数</p> <p>第1号に規定する株主数及び第2号に規定する流通株式数の取扱いは次のとおりとする。</p> <p>a (略)</p> <p>b 第1号に規定する「1か年以内に150人以上とならないとき」又は第2号aに規定する「1か年以内に1,000単位とならないとき」とは、審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1か年目の日（当該1か年目の日が<u>上場会社</u>の事業年度の末日に当たらないときは、当該1か年目の日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間（以下この(2)において「猶予期間」という。）内において150人以上とならないとき又は1,000単位とならないときをいうものとする。</p> <p><u>bの2 猶予期間内に株主等基準日を事業年度の末日と異なる日に変更した銘柄及び事業年度の末日と異なる日が株主等基準日である銘柄についての前bの規定の適用については、猶予期間の最終日の属する事業年度に係る株主等基準日における株主数及び流通株式数を猶予期間の最終日における株主数及び流通株式数とみなすものとする。</u></p> <p>c～f (略)</p> <p>g <u>上場会社が、猶予期間の最終日（猶予期間内に株主等基準日を事業年度の末日と異なる日に変更した上場会社及び事業年度の末日と異なる日が株主等基準日である上場会社に</u></p>	<p>1. 第2条（上場廃止基準）第1項関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 株主数及び流通株式数</p> <p>第1号に規定する株主数及び第2号に規定する流通株式数の取扱いは次のとおりとする。</p> <p>a (略)</p> <p>b 第1号に規定する「1か年以内に150人以上とならないとき」又は第2号aに規定する「1か年以内に1,000単位とならないとき」とは、審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1か年目の日（<u>事業年度の末日の変更により当該1か年目の日が上場銘柄の株券（優先出資証券を含む。以下同じ。）の発行者の事業年度の末日に当たらないときは、当該1か年目の日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間（以下この(2)において「猶予期間」という。）内において150人以上とならないとき又は1,000単位とならないときをいうものとする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>c～f (略)</p> <p>g 上場会社が、猶予期間の最終日の翌日から当該猶予期間経過後3か月を経過する日までの間に行った株式の公募若しくは売出し又は数量制限付分売の内容等を通知した場合であ</p>

つては、猶予期間の最終日の属する事業年度に係る株主等基準日の翌日から当該猶予期間経過後3か月を経過する日までの間に行った株式の公募若しくは売出し又は数量制限付分売の内容等を通知した場合であつて、上場会社が当該期間内に当該公募若しくは売出しの内容又は数量制限付分売の結果について証する書面を提出したときは、第1号に規定する株主数及び第2号に規定する流通株式数については、次の(a)及び(b)に定めるところにより取り扱うものとする。

(a)・(b) (略)

h・i (略)

j 第1号に規定する株主数が150人未満である銘柄が、猶予期間内(猶予期間内に株主等基準日を事業年度の末日と異なる日に変更した銘柄にあつては、審査対象事業年度の末日の翌日から猶予期間の最終日の属する事業年度に係る株主等基準日までの期間内をいい、事業年度の末日と異なる日が株主等基準日である銘柄にあつては、審査対象事業年度に係る株主等基準日の翌日から猶予期間の最終日の属する事業年度に係る株主等基準日までの期間内をいう。次のmにおいて同じ。)において、次の(a)又は(b)に該当することとなった場合には、150人以上となったものとして取り扱う。この場合における審査は、上場会社が本所の定める事項を記載した書類を提出したときに行うものとする。

(a)・(b) (略)

k～n (略)

o 上場会社が審査対象事業年度の末日(事業年度の末日と異なる日が株主等基準日である上場会社にあつては、審査対象事業年度に係る株主等基準日)後、前nに定める日までに公募若しくは売出し又は数量制限付分売を行

つて、上場会社が当該期間内に当該公募若しくは売出しの内容又は数量制限付分売の結果について証する書面を提出したときは、第1号に規定する株主数及び第2号に規定する流通株式数については、次の(a)及び(b)に定めるところにより取り扱うものとする。

(a)・(b) (略)

h・i (略)

j 第1号に規定する株主数が150人未満である銘柄が、猶予期間内において、次の(a)又は(b)に該当することとなった場合には、150人以上となったものとして取り扱う。この場合における審査は、上場会社が本所の定める事項を記載した書類を提出したときに行うものとする。

(a)・(b) (略)

k～n (略)

o 上場会社が審査対象事業年度の末日後、前nに定める日までに公募若しくは売出し又は数量制限付分売を行うとともに、当該日までに当該公募若しくは売出しの内容又は数量制限付分売の結果について証する書面を提出し

うとともに、当該日までに当該公募若しくは売出しの内容又は数量制限付分売の結果について証する書面を提出した場合において、当該上場会社が本所に提出した「株式の分布状況表」に記載された流通株式数に当該公募若しくは売出し又は数量制限付分売に係る株式数（当該株式のうち明らかに流通株式とはならないと認められる株式数を除く。）を加算した数が、審査対象事業年度の末日における上場株式数に当該公募に係る株式数を加算した数の5%以上となったときは、第2号bに該当しないものとして取り扱う。

(3) ~ (18) (略)

1. の2 第2条（上場廃止基準）第3項関係
(1) ~ (6) (略)

2. の2 第2条の2（Q-B o a r dの上場廃止基準）関係
(1) ~ (2) の2 (略)

(3) 第3号の規定により第2条第1項第7号の規定を適用する場合における1.の規定については、(7) d及びe中「5億円」とあるのは「2億円」と読み替える。

3. の2 第3条の5（特設注意市場銘柄の指定及び指定解除）関係

(1) 第3条の5第1項の規定に基づく特設注意市場銘柄の指定は、次のaからeまでに掲げる場合において、当該aからeまでに定める事項その他の事情を総合的に勘案して行う。

a 本所が第2条第1項第9号の2、第12号、第19号又は第20号（同条第3項若しくは第4項又は第2条の2第1項第4号、第3項若しくは第4項の規定による場合を含む。）に該当するおそれがあると認めた事象の内

た場合において、当該上場会社が本所に提出した「株式の分布状況表」に記載された流通株式数に当該公募若しくは売出し又は数量制限付分売に係る株式数（当該株式のうち明らかに流通株式とはならないと認められる株式数を除く。）を加算した数が、審査対象事業年度の末日における上場株式数に当該公募に係る株式数を加算した数の5%以上となったときは、第2号bに該当しないものとして取り扱う。

(3) ~ (18) (略)

1. の2 第2条（上場廃止基準）第2項関係
(1) ~ (6) (略)

2. の2 第2条の2（Q-B o a r dの上場廃止基準）関係
(1) ~ (2) の2 (略)

(3) 第3号の規定により第2条第7号の規定を適用する場合における1.の規定については、(7) d及びe中「5億円」とあるのは「2億円」と読み替える。

3. の2 第3条の5（特設注意市場銘柄の指定及び指定解除）関係

(1) 第3条の5第1項の規定に基づく特設注意市場銘柄の指定は、次のaからeまでに掲げる場合において、当該aからeまでに定める事項その他の事情を総合的に勘案して行う。

a 本所が第2条第1項第9号の2、第12号、第19号又は第20号（同条第2項若しくは第3項又は第2条の2第1項第4号、第2項若しくは第3項において読み替える場合を含む。）に該当するおそれがあると認めた事象

容、経緯、原因及びその情状。

b～e (略)

(2)～(4) (略)

4. 第4条(上場廃止日)関係

第4条に規定する上場廃止日は、原則として、次の(1)から(9)までに掲げる区分に従い、当該(1)から(9)までに定めるところによる。

(1) 第2条第1項第3号(同条第3項若しくは第4項又は第2条の2第1項第4号、第3項若しくは第4項の規定による場合を含む。)に該当することとなった上場株券については、本所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日から起算して、10日間を経過した日。

(2) 第2条第1項第7号(同条第3項若しくは第4項又は第2条の2第1項第4号、第3項若しくは第4項の規定による場合を含む。)に該当(上場会社が破産手続開始の決定を受けている場合に限る。)する上場株券又は同条第8号のうち1.(8)bの(c)の規定に該当する上場株券(解散の効力の発生の日が、本所が当該株券の上場廃止を決定した日の翌日から起算して1か月以内である場合に限る。)

本所が当該上場株券の上場廃止を決定した日の翌日から起算して10日間を経過した日(解散の効力の発生の日が、当該期間経過後である場合は、当該日の翌日。)

(3) 第2条第1項第8号(同条第3項若しくは第4項又は第2条の2第1項第4号、第3項若しくは第4項の規定による場合を含む。)のうち、本取扱い1.(8)bの(a)又は(b)に規定する合併による解散の場合に該当する上場株券

合併がその効力を生ずる日の3日前の日。

(4) 第2条第1項第12号(同条第3項若しくは第4項又は第2条の2第1項第4号、第3

の内容、経緯、原因及びその情状。

b～e (略)

(2)～(4) (略)

4. 第4条(上場廃止日)関係

第4条に規定する上場廃止日は、原則として、次の(1)から(9)までに掲げる区分に従い、当該(1)から(9)までに定めるところによる。

(1) 第2条第1項第3号(同条第2項若しくは第3項又は第2条の2第1項第4号、第2項若しくは第3項において読み替える場合を含む。)に該当することとなった上場株券については、本所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日から起算して、10日間を経過した日。

(2) 第2条第1項第7号(同条第2項若しくは第3項又は第2条の2第1項第4号、第2項若しくは第3項において読み替える場合を含む。)に該当(上場会社が破産手続開始の決定を受けている場合に限る。)する上場株券又は同条第8号のうち1.(8)bの(c)の規定に該当する上場株券(解散の効力の発生の日が、本所が当該株券の上場廃止を決定した日の翌日から起算して1か月以内である場合に限る。)

本所が当該上場株券の上場廃止を決定した日の翌日から起算して10日間を経過した日(解散の効力の発生の日が、当該期間経過後である場合は、当該日の翌日。)

(3) 第2条第1項第8号(同条第2項若しくは第3項又は第2条の2第1項第4号、第2項若しくは第3項において読み替える場合を含む。)のうち、本取扱い1.(8)bの(a)又は(b)に規定する合併による解散の場合に該当する上場株券

合併がその効力を生ずる日の3日前の日。

(4) 第2条第1項第12号(同条第2項若しくは第3項又は第2条の2第1項第4号、第2

項若しくは第4項の規定による場合を含む。)のうち、株券上場審査基準第4条第6項第5号又は第6条第4項第5号に規定する場合に該当する上場株券

新株式の交付に係る基準日の2日前の日(当該基準日が休業日に当たる場合には、当該基準日の3日前の日。)

(5) 第2条第1項第15号(同条第3項若しくは第4項又は第2条の2第1項第4号、第3項若しくは第4項の規定による場合を含む。)に該当する上場株券

株式交換又は株式移転がその効力を生ずる日の3日前の日。

(6) 第2条第1項第18号(同条第3項若しくは第4項又は第2条の2第1項第4号、第3項若しくは第4項の規定による場合を含む。)に該当する銘柄

株式の取得がその効力を生ずる日の3日前の日。

(6)の2 第2条第1項第18号の2(同条第3項若しくは第4項又は第2条の2第1項第4号、第3項若しくは第4項の規定による場合を含む。)に該当する上場株券

株式の取得がその効力を生ずる日の3日前の日

(7) 第2条第1項第20号(同条第3項若しくは第4項又は第2条の2第1項第4号、第3項若しくは第4項の規定による場合を含む。)に該当することとなった上場株券については、本所が当該上場株券の上場廃止を決定した日の翌日から起算して1か月を経過した日までの間で、その都度決定するものとする。

(8) 第2条第4項第1号(第2条の2第4項による場合を含む。)に該当する上場外国株預託証券等(次の(8)の2に掲げる上場外国株信託受益証券を除く。)

項若しくは第3項において読み替える場合を含む。)のうち、株券上場審査基準第4条第6項第5号又は第6条第4項第5号に規定する場合に該当する上場株券

新株式の交付に係る基準日の2日前の日(当該基準日が休業日に当たる場合には、当該基準日の3日前の日。)

(5) 第2条第1項第15号(同条第2項若しくは第3項又は第2条の2第1項第4号、第2項若しくは第3項において読み替える場合を含む。)に該当する上場株券

株式交換又は株式移転がその効力を生ずる日の3日前の日。

(6) 第2条第1項第18号(同条第2項若しくは第3項又は第2条の2第1項第4号、第2項若しくは第3項において読み替える場合を含む。)に該当する銘柄

株式の取得がその効力を生ずる日の3日前の日。

(6)の2 第2条第1項第18号の2(同条第2項若しくは第3項又は第2条の2第1項第4号、第2項若しくは第3項において読み替える場合を含む。)に該当する上場株券

株式の取得がその効力を生ずる日の3日前の日

(7) 第2条第1項第20号(同条第2項若しくは第3項又は第2条の2第1項第4号、第2項若しくは第3項において読み替える場合を含む。)に該当することとなった上場株券については、本所が当該上場株券の上場廃止を決定した日の翌日から起算して1か月を経過した日までの間で、その都度決定するものとする。

(8) 第2条第3項第1号(第2条の2第3項による場合を含む。)に該当する上場外国株預託証券等(次の(8)の2に掲げる上場外国株信託受益証券を除く。)

預託契約等が終了となる日の2日前の日（当該終了となる日が休業日に当たるときは、当該終了となる日の3日前の日）。ただし、本所が速やかに上場廃止すべきであると認めた場合は、この限りでない。

(8) の2 信託の併合により第2条第4項第1号（第2条の2第4項による場合を含む。）に該当する上場外国株信託受益証券

信託の併合がその効力を生ずる日の3日前の日

(9) (略)

付 則

1. この改正規定は、平成30年3月31日から施行する。
2. 改正後の1. (2)の規定は、この改正規定施行の日以後の日を事業年度の末日とするものから適用する。

預託契約等が終了となる日の2日前の日（当該終了となる日が休業日に当たるときは、当該終了となる日の3日前の日）。ただし、本所が速やかに上場廃止すべきであると認めた場合は、この限りでない。

(8) の2 信託の併合により第2条第3項第1号（第2条の2第3項による場合を含む。）に該当する上場外国株信託受益証券

信託の併合がその効力を生ずる日の3日前の日

(9) (略)

監理銘柄及び整理銘柄に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(監理銘柄、整理銘柄への指定)</p> <p>第3条 監理銘柄又は整理銘柄への指定は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 株券（優先株、投資信託受益証券及び投資証券を除き、上場優先出資証券及び上場外国株預託証券等を含む。以下同じ。）については、次のとおりとする。</p> <p>a 監理銘柄への指定</p> <p>上場株券が次のいずれかに該当する場合には、当該株券を監理銘柄に指定することができる。この場合において、(h)の2、(h)の3、(j)、(j)の3、(k)、(m)の6又は(n)に該当する場合は監理銘柄（審査中）に指定し、それ以外の場合は監理銘柄（確認中）に指定する。</p> <p>(a) 株券上場廃止基準第2条第1項第1号に定める期間の最終日までに株主数が150人以上となることが確認できないとき（同条第3項第2号による場合を含む。）又は第2条の2第1項第1号に定める期間の最終日までに株主数が100人以上となることが確認できないとき（同条第3項第1号による場合を含む。）</p> <p>(b) 株券上場廃止基準第2条第1項第2号aに定める期間の最終日までに流通株式数が1,000単位以上となることが確認できないとき（同条第3項第3号aによる場合を含む。）</p> <p>(b)の2 株券上場廃止基準第2条第1項第2号b（同条第3項第3号bによる場合を含む。）に定める流通株式数の上場株式数に対する割合が、株券上場廃止基準の取扱い1.</p> <p>(2) cに規定する「株式の分布状況表」等</p>	<p>(監理銘柄、整理銘柄への指定)</p> <p>第3条 監理銘柄又は整理銘柄への指定は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 株券（優先株、投資信託受益証券及び投資証券を除き、上場優先出資証券及び上場外国株預託証券等を含む。以下同じ。）については、次のとおりとする。</p> <p>a 監理銘柄への指定</p> <p>上場株券が次のいずれかに該当する場合には、当該株券を監理銘柄に指定することができる。この場合において、(h)の2、(h)の3、(j)、(j)の3、(k)、(m)の6又は(n)に該当する場合は監理銘柄（審査中）に指定し、それ以外の場合は監理銘柄（確認中）に指定する。</p> <p>(a) 株券上場廃止基準第2条第1項第1号に定める期間の最終日までに株主数が150人以上となることが確認できないとき（同条第2項第2号による場合を含む。）又は第2条の2第1項第1号に定める期間の最終日までに株主数が100人以上となることが確認できないとき（同条第2項第1号による場合を含む。）</p> <p>(b) 株券上場廃止基準第2条第1項第2号aに定める期間の最終日までに流通株式数が1,000単位以上となることが確認できないとき（同条第2項第3号aによる場合を含む。）</p> <p>(b)の2 株券上場廃止基準第2条第1項第2号b（同条第2項第3号bによる場合を含む。）に定める流通株式数の上場株式数に対する割合が、株券上場廃止基準の取扱い1.</p> <p>(2) cに規定する「株式の分布状況表」等</p>

により5%未満であると算出された場合であって、第2条第1項第2号bに定める書類(同条第3項第3号bによる場合を含む。)が提出されていないとき。

(c) 株券上場廃止基準第2条第1項第3号、同条第3項第4号、同基準第2条の2第1項第2号又は同条第3項第2号に該当した場合であって、同基準第2条第1項第3号ただし書に規定する公募、売出し又は立会外分売が行われるかどうかを確認できないとき。

(c)の2 株券上場廃止基準の取扱い1.(4)c(同取扱い2.(2)cにおいて準用する場合を含む。)又は株券上場廃止基準の取扱い1.(4)d若しくは2.(2)bに定める期間の最終日までに、株券上場廃止基準第2条第1項第4号(同条第3項若しくは第4項又は同基準第2条の2第1項第3号、第3項若しくは第4項の規定による場合を含む。)に該当しなくなったことが確認できない場合

(d) 上場会社が株券上場廃止基準第2条第1項第5号(同条第3項若しくは第4項又は同基準第2条の2第1項第4号、第3項若しくは第4項の規定による場合を含む。)に該当する状態にある旨の発表等を行った場合であって、同号に該当するかどうかを確認できないとき。

(d)の2 上場会社が株券上場廃止基準第2条の2第1項第3号の2(第3項若しくは第4項の規定による場合を含む。)に該当する状態にある旨の発表等を行った場合であって、同号に該当するかどうかを確認できないとき。

(e) 上場会社が行った決議又は決定の内容が株券上場廃止基準第2条第1項第7号(同条第3項若しくは第4項又は同基準第2条の2第1項第4号、第3項若しくは第4項の規

により5%未満であると算出された場合であって、第2条第1項第2号bに定める書類(同条第2項第3号bによる場合を含む。)が提出されていないとき。

(c) 株券上場廃止基準第2条第1項第3号、同条第2項第4号、同基準第2条の2第1項第2号又は同条第2項第2号に該当した場合であって、同基準第2条第1項第3号ただし書に規定する公募、売出し又は立会外分売が行われるかどうかを確認できないとき。

(c)の2 株券上場廃止基準の取扱い1.(4)c(同取扱い2.(2)cにおいて準用する場合を含む。)又は株券上場廃止基準の取扱い1.(4)d若しくは2.(2)bに定める期間の最終日までに、株券上場廃止基準第2条第1項第4号(同条第2項若しくは第3項又は同基準第2条の2第1項第3号、第2項若しくは第3項による場合を含む。)に該当しなくなったことが確認できない場合

(d) 上場会社が株券上場廃止基準第2条第1項第5号(同条第2項若しくは第3項又は同基準第2条の2第1項第3号、第2項若しくは第3項の規定による場合を含む。)に該当する状態にある旨の発表等を行った場合であって、同号に該当するかどうかを確認できないとき。

(d)の2 上場会社が株券上場廃止基準第2条の2第1項第3号の2(第2項若しくは第3項の規定による場合を含む。)に該当する状態にある旨の発表等を行った場合であって、同号に該当するかどうかを確認できないとき。

(e) 上場会社が行った決議又は決定の内容が株券上場廃止基準第2条第1項第7号(同条第2項若しくは第3項又は同基準第2条の2第1項第4号、第2項若しくは第3項の規

定による場合を含む。)に該当するおそれがあると本所が認める場合(同号に規定する開示を行った場合を除く。)

(e)の2 株券上場廃止基準第2条第1項第7号後段に定める期間の最終日までに、同号後段(同条第3項若しくは第4項又は同基準第2条の2第1項第4号、第3項若しくは第4項の規定による場合を含む。)に該当しなくなったことが確認できない場合

(f) 株券上場廃止基準第2条第1項第8号前段(同条第3項若しくは第4項又は同基準第2条の2第1項第4号、第3項若しくは第4項の規定による場合を含む。)に該当するおそれがあると本所が認める場合

(g)～(h)の2 (略)

(h)の3 株券上場廃止基準第2条第1項第9号の2(同条第3項若しくは第4項又は同基準第2条の2第1項第4号、第3項若しくは第4項の規定による場合を含む。)に該当する場合

(i) (略)

(j) 上場会社が株券上場廃止基準第2条第1項第11号前段(同条第3項若しくは第4項又は同基準第2条の2第1項第4号、第3項若しくは第4項の規定による場合を含む。)に該当する場合(これらに該当すると認められる相当の事由があると本所が認める場合を含む。)。ただし、同基準第2条第1項第11号後段(同条第3項若しくは第4項又は同基準第2条の2第1項第4号、第3項若しくは第4項の規定による場合を含む。)に該当しないことが明らかであるときは、この限りではない。

(j)の2・(j)の3 (略)

(k) 株券上場廃止基準第2条第1項第12号(同条第3項若しくは第4項又は同基準第2

定による場合を含む。)に該当するおそれがあると本所が認める場合(同号に規定する開示を行った場合を除く。)

(e)の2 株券上場廃止基準第2条第1項第7号後段に定める期間の最終日までに、同号後段(同条第2項若しくは第3項又は同基準第2条の2第1項第4号、第2項若しくは第3項の規定による場合を含む。)に該当しなくなったことが確認できない場合

(f) 株券上場廃止基準第2条第1項第8号前段(同条第2項若しくは第3項又は同基準第2条の2第1項第4号、第2項若しくは第3項の規定による場合を含む。)に該当するおそれがあると本所が認める場合

(g)～(h)の2 (略)

(h)の3 株券上場廃止基準第2条第1項第9号の2(同条第2項若しくは第3項又は同基準第2条の2第1項第4号、第2項若しくは第3項の規定による場合を含む。)に該当する場合

(i) (略)

(j) 上場会社が株券上場廃止基準第2条第1項第11号前段(同条第2項若しくは第3項又は同基準第2条の2第1項第4号、第2項若しくは第3項の規定による場合を含む。)に該当する場合(これらに該当すると認められる相当の事由があると本所が認める場合を含む。)。ただし、同基準第2条第1項第11号後段(同条第2項若しくは第3項又は同基準第2条の2第1項第4号、第2項若しくは第3項の規定による場合を含む。)に該当しないことが明らかであるときは、この限りではない。

(j)の2・(j)の3 (略)

(k) 株券上場廃止基準第2条第1項第12号(同条第2項若しくは第3項又は同基準第2

条の2第1項第4号、第3項若しくは第4項の規定による場合を含む。)に該当するおそれがあると本所が認める場合(株券上場廃止基準の取扱い4.(1)bに該当する場合を除く。)

(k)の2 (略)

(1) 上場会社が株券上場廃止基準第2条第1項第14号(同基準第2条の2第1項第4号の規定による場合を含む。)又は同基準第2条第3項第6号(同条第4項第2号又は同基準第2条の2第3項若しくは第4項の規定による場合を含む。)に該当する株式の譲渡制限に関する取締役会決議を行った場合

(m) (略)

(m)の2 株券上場廃止基準第2条第1項第16号(同基準第2条の2第1項第4号の規定による場合を含む。)又は同基準第2条第3項第5号(同条第4項第2号又は同基準第2条の2第3項若しくは第4項の規定による場合を含む。)に該当するおそれがあると本所が認める場合

(m)の3 株券上場廃止基準第2条第1項第17号(同条第3項若しくは第4項又は同基準第2条の2第1項第4号、第3項若しくは第4項の規定による場合を含む。)に規定する「株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると本所が認めた場合」に該当するおそれがあると本所が認めた場合

(m)の4・(m)の5 (略)

(m)の6 株券上場廃止基準第2条第1項第19号前段(同条第3項若しくは第4項又は同基準第2条の2第1項第4号、第3項若しくは第4項の規定による場合を含む。)に該当しないことが明らかであるときは、この限りでない。

(n) 株券上場廃止基準第2条第1項第20号(同条第3項若しくは第4項又は同基準第

条の2第1項第4号、第2項若しくは第3項の規定による場合を含む。)に該当するおそれがあると本所が認める場合(株券上場廃止基準の取扱い4.(1)bに該当する場合を除く。)

(k)の2 (略)

(1) 上場会社が株券上場廃止基準第2条第1項第14号(同基準第2条の2第1項第4号の規定による場合を含む。)又は同基準第2条第2項第6号(同条第3項第2号又は同基準第2条の2第2項若しくは第3項による場合を含む。)に該当する株式の譲渡制限に関する取締役会決議を行った場合

(m) (略)

(m)の2 株券上場廃止基準第2条第1項第16号(同基準第2条の2第1項第4号の規定による場合を含む。)又は同基準第2条第2項第5号(同条第3項第2号又は同基準第2条の2第2項若しくは第3項による場合を含む。)に該当するおそれがあると本所が認める場合

(m)の3 株券上場廃止基準第2条第1項第17号(同条第2項若しくは第3項又は同基準第2条の2第1項第4号、第2項若しくは第3項の規定による場合を含む。)に規定する「株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると本所が認めた場合」に該当するおそれがあると本所が認めた場合

(m)の4・(m)の5 (略)

(m)の6 株券上場廃止基準第2条第1項第19号前段(同条第2項若しくは第3項又は同基準第2条の2第1項第4号、第2項若しくは第3項の規定による場合を含む。)に該当しないことが明らかであるときは、この限りでない。

(n) 株券上場廃止基準第2条第1項第20号(同条第2項若しくは第3項又は同基準第

2条の2第3項若しくは第4項の規定による場合に限る。) (外国株券又は外国株預託証券等の不正発行の場合を除く。) に該当するおそれがあると本所が認める場合

b 整理銘柄への指定

上場株券が株券上場廃止基準第2条各項の各号又は第2条の2各項の各号のいずれかに該当する場合(同基準第2条第1項各号(同基準第2条第3項若しくは第4項又は第2条の2第1項第4号、第3項若しくは第4項の規定による場合を含む。)にあつては、同基準第2条第1項第8号のうち株券上場廃止基準の取扱い1.(8)bの(a)に規定する合併による解散の場合、同基準第2条第1項第12号のうち株券上場廃止基準の取扱い4.(4)に該当する場合、同基準第2条第1項第15号のうち株券上場廃止基準の取扱い1.(14)aに規定する株式交換又は株式移転による完全子会社化の場合、同基準第2条第1項第18号のうち株券上場廃止基準の取扱い1.(16)aに該当する場合並びに同基準第2条第1項第20号のうち外国株券又は外国株預託証券等の不正発行の場合を除く。)には、当該株券を整理銘柄に指定することができる。

(2)～(4) (略)

付 則

この改正規定は、平成30年3月31日から施行する。

2条の2第2項若しくは第3項の規定による場合に限る。) (外国株券又は外国株預託証券等の不正発行の場合を除く。) に該当するおそれがあると本所が認める場合

b 整理銘柄への指定

上場株券が株券上場廃止基準第2条各項の各号又は第2条の2各項の各号のいずれかに該当する場合(同基準第2条第1項各号(同基準第2条第2項若しくは第3項又は第2条の2第1項第4号、第2項若しくは第3項の規定による場合を含む。)にあつては、同基準第2条第1項第8号のうち株券上場廃止基準の取扱い1.(8)bの(a)に規定する合併による解散の場合、同基準第2条第1項第12号のうち株券上場廃止基準の取扱い4.(4)に該当する場合、同基準第2条第1項第15号のうち株券上場廃止基準の取扱い1.(14)aに規定する株式交換又は株式移転による完全子会社化の場合、同基準第2条第1項第18号のうち株券上場廃止基準の取扱い1.(16)aに該当する場合並びに同基準第2条第1項第19号のうち外国株券又は外国株預託証券等の不正発行の場合を除く。)には、当該株券を整理銘柄に指定することができる。

(2)～(4) (略)